

## こよみ



コールセンターからの小さなよみもの

Vol.01

証券税制  
あれこれ

## 結局のところ、わずらわしさも 軽減されそうです。



昨年、日興AMコールセンターへは、複雑で、わずらわしさが増しそうな今後の税制に関するお問い合わせや不安の声が数多く寄せられていました。

証券税制について、ここ数年は改正される頻度が高く、少々混乱してしまったお客さまもいらっしゃるかと思います。

税制に関して、今年から新しくはじまる制度がいくつかあります。

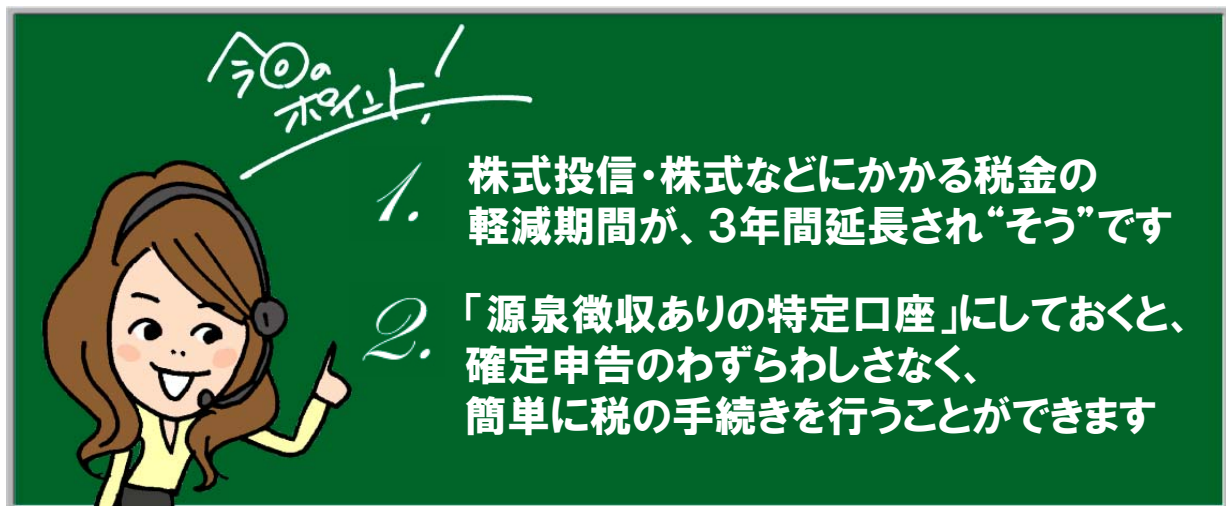
いくつかある中でも、皆様に、是非知っておいて欲しい制度は、次の2点です。

是非この2点については、しっかりと押さえていただきたいと思います。

1. 株式投信・株式などにかかる税金の軽減期間が、3年間延長され“そう”です
2. 「源泉徴収ありの特定口座」にしておくと、確定申告のわずらわしさなく、簡単に税の手続きを行うことができます



コールセンターからの小さなよみもの



## 1. 株式投信・株式などにかかる税金の軽減期間が、3年間延長され“そう”です

本来、株式投信や上場株式などにかかる税率は20%ですが、「貯蓄から投資へ」の流れを受け、2003年に株式を皮切りに、期限付きで、税率10%の軽減税率が導入されました。この10%軽減税率の適用期間が、2011年まで、延長され“そう”です。

なぜ「延長され“そう”です」としているかということ、実はまだ、正式に法律としては成立していないのです。「税率10%期間の延長」については、昨年12月に財務省案としての発表がありましたが、下記のステップを経てから、正式に法律として成立します。

2008年12月  
財務省が税制案を提出

2009年1月  
内閣の閣議で法案が決定

2009年3月～4月  
国会で審議されたうえで  
法律として成立(予定)

“複雑すぎる”という声の多かった、2008年の春に成立した法律から、皆様に受けいれられやすく改正された今回の法案。成立が期待されますが、正式に成立するまで、今後の国会の動きに注目しましょう。



コールセンターからの小さなよみもの

## 2. 「源泉徴収ありの特定口座」にしておくと、 確定申告のわずらわしさなく、 簡単に税の手続きを行うことができます

「特定口座」では、預けられた株式や株式投信等を売却した際の利益や損失を差し引き計算することができ、さらに「源泉徴収あり」を選ぶと、差し引き後の利益に対する税金を源泉徴収し、そこで課税処理を終了させることができます。

今年から、株式投信を売却するときに解約請求、買取請求のいずれを選んでも、「源泉徴収ありの特定口座」以外では、利益にたいする税金が源泉徴収されませんので、自分で確定申告しなければなりません。

確定申告をすると、国民健康保険料の負担が増えたり、配偶者控除等の適用にも影響することなどもあり、注意が必要です。様々なわずらわしさを回避するためにも、源泉徴収されて確定申告が不要となる「源泉徴収ありの特定口座」は便利です。

また昨年までは、他の株式投信・株式の売却による損失があつたとしても、分配金にかかった10%の税金を取り戻すことはできませんでした。

今年からは、分配金(普通分配金)と株式投信・株式の売却による損失を相殺できるようになりました。分配金から税金を源泉徴収されても、その他に株式投信・株式の損失があつたら、損失に見合う分配金にたいする税金を取り戻すことができます。

税金を取り戻すためには、今年は確定申告によってのみ可能ですが、来年からは「源泉徴収ありの特定口座」を利用すれば、自動的に口座内にて損益通算を行えますので、より便利です。

尚、「一般口座」からの特定口座へ預け換えが可能なのは、2009年5月末までですので、ご希望の方はお早めのお手続きを！

今年3月頃の成立が待たれる軽減税率延長の話とは異なり、ここでの話は既に法律として成立しています。

ご不明な点、気になる点などありましたら、日興AMコールセンターまでお問合せ下さい。

寒さはこれからが本番ですが、春に向けた準備期間……。待ち遠しいものです。



### ■リスク情報

- 投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- 投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。

### ■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

#### <お申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用>

- お申込手数料 上限3.675%(税抜3.5%)
- 換金(解約)手数料 上限1.05%(税抜1.0%)
- 信託財産留保額 上限1.0%
- スイッチング手数料 上限0.21%(税抜0.2%)

#### <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

- 信託報酬 上限2.9975%(税抜2.95%)  
※ 一部のファンドについては、運用成果等に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。
- その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、立替金の利息など  
※ その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用する投資信託のうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。(なお、お申込手数料、換金(解約)手数料、スイッチング手数料は、その取り扱う販売会社によって、上記の上限が異なる場合があります)(当資料作成日現在)
- 上記に記載しているリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### ■その他の留意事項

- 当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託の仕組みについてお伝えすることを目的として作成した資料です。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託をお申込みの際には、販売会社より、投資信託説明書(交付目論見書)などをあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ず詳細をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。